

京都商工会議所ビルディング集会室使用規約

第1条 京都商工会議所ビルディング集会室は、京都商工会議所において適当と認める会合又は催物等のため、使用するものである。

第2条 下記各号の一に該当する場合は使用できない。

- 1 風俗をみだし、又は公安を害するおそれがあるとき
- 2 建物、附属物、又は備品等をき損するおそれがあるとき
- 3 その他本商工会議所において支障があると認めたとき

第3条 使用可能時間は午前9時から午後9時までとする。

第4条 使用は所定の使用申込書に下記事項を記載し、使用料を添えて総務管理部へ申込み、使用承認を得なければいけない。

- 1 使用日時
- 2 使用集会室
- 3 使用目的
- 4 集会予定人員
- 5 必要設備
- 6 使用責任者の住所氏名及び電話番号

第5条 使用申込の受付期間はつぎの通りとする。

但し場合によってその期間を伸縮することがある。

- 1 講堂は使用日の10カ月前から
- 2 教室は使用日の3カ月前から
- 3 会議室は使用日の2カ月前から

第6条 使用料金は別表の通りとする。

但し、特別の場合は減免することができる。

第7条 使用時間の超過は原則として認めない。

但し、やむを得ない事情の場合でかつ支障のないときはこの限りでない。

第8条 前条の超過使用時間の使用料は1時間について、その超過した時間区分における使用料の3割相当額とする。

第9条 使用承認後であっても本商工会議所において必要を生じ、又は第4条に規定する申込書の記載事項に違背があることを認めた場合は、その承認を取り消すことがある。

第10条 使用承認後、又は使用中であっても第2条の規定に該当するに至ったとき、又は使用者に不都合な行為があると認めたときはその承認を取消し、又は使用を中止させることがある。

第11条 前二条の規定による使用承認の取消し、又は使用を中止させた場合であっても、本商工会議所はこれによって生ずる損害賠償の責は負わない。

第12条 既納の使用料金は下記の場合を除き返戻しない。

- 1 不可抗力により使用することができなくなったとき 全額返戻
- 2 本商工会議所の必要により承認を取消したとき 全額返戻
- 3 講堂借用申込の場合は使用日の1カ月前までに使用承認の取消しを申し出たとき 7割返戻(それ以降は3割)
- 4 会議室、教室借用申込の場合は使用日の2週間前までに使用承認の取消しを申し出たとき 7割返戻(それ以降は3割)

第13条 使用中建物、附属物又は備品等をき損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても、使用責任者において賠償の責を負う。

第14条 使用者は下記事項を厳守する。

- 1 承認をうけた目的以外に使用し、又は転貸しないこと
- 2 集会室付帯の特別設備、機械器具等を使用しようとするときは、あらかじめ申込の上、所定の使用料を払い込むこと
- 3 建物、附属物、備品等に釘類を打つけ、又は紙類を糊付せぬこと
- 4 喧そう、粗暴の挙動をせぬこと
- 5 承認をうけた以外の場所を無断使用せぬこと
- 6 使用終了後は全部の設備を元の状態にし使用集会室内の火気について巡回点検確認の上、保安係員に引継ぐこと
- 7 本商工会議所の職員及び保安係員に対し直接に金品を贈与せぬこと

第15条 上演物等に対する著作権の問題等に関しては本商工会議所は責任を負わない。

第16条 集会、興行に関する申請書、申告書、届出書類等は、使用者において責任をもって手続きする。

第17条 不時の災害に備えて、使用者は非常口の場所誘導方法、消火設備等を前もって了解し、緊急の場合は使用集会室来集者の避難誘導にあたる。

第18条 受付、案内、携帯品の預り、警備、入退場整理等、来場者の世話一切は使用者で行う。

附 則

この規約は昭和40年1月8日から実施する。

京都商工会議所集会室貸与規約は廃止する。

附 則

この改正規約は平成10年1月5日から実施する。

お申込み・ご利用に当たっては、以下の事項についてご留意願います。

貸出対象

本所会員または特定商工業者のほか、官公庁、経済団体、学校法人など

申込み受付

申込みは下記の通り受け付けます。集会室の空き状況は、事前にお問い合わせください

講堂・・・使用される日の10ヶ月前から

教室・・・使用される日の3ヶ月前から

会議室・・・使用される日の2ヶ月前から

受付時間午前9時から午後4時30分まで

申込手続き

本所総務管理部にお越しいただき、申込書を提出してください。

(責任者の印鑑をご持参ください)尚、電話等によるお申込みは、間違いをさけるためお取扱いいたしません。)

使用料金

別紙の通りの料金を、申込書と同時に納付してください。

(収められた使用料は、仕様規約で定められている場合のほかは、お返しいたしません。)

その他

1. 各集会室の定員は必ず守ってください。
 2. 使用時間には、会場の準備、あと片付けに要する時間が含まれております。
使用時間の超過は原則として認めません。
 3. 火気を使用する催事及び作業、危険物の持ち込みはお断りします。
 4. 不時の災害に備え、使用責任者は非常口等を確認の上ご使用ください。又、盗難にも各目十分に留意してください。
 5. 使用後は、総務管理部へ終了を告げてください。(夜間及び休日は保安室へ)
 6. 万一施設等を破損・汚損・紛失されたときは、使用者の責任においてその損害を弁償していただきます。
 7. 出されたゴミ等は、主催者でお持ち帰り下さい。
 8. 駐車場(有料)の開扉時間は、平日は午前8時から午後9時、日祝日は午前8時から午後6時です(開扉時間のみ入出庫可能です)。満車の場合にご容赦ください。
 9. 次の場合は、使用承認の取消又は、停止を行います。
(イ)公の秩序又は、善良な風俗に反するおそれがあるとき
(ロ)承認を受けた目的以外の使用、又は転貸したとき
(ハ)その他、本規約に反したとき
 10. 次の行為が認められた場合は、直ちに退去を命じ、立入りを禁止します。
(イ)構内に、プラカード・旗・旗竿その他危険物・器材を持ち込むこと
(ロ)構内で放歌・高声をあげ、太鼓・拡声器等を使用し、座り込みをするなどの示威行動をすること
(ハ)集団で喧そう行為をすること
-